

平成 27 年 2 月

受益者の皆様へ

D I A M アセットマネジメント株式会社

**「D I A M 資産形成ファンド（1年決算型）」の
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「D I A M 資産形成ファンド（1年決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり信託を終了（繰上償還）させていただく予定でありますので、お知らせ申し上げます。

この信託終了（繰上償還）につきましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款の規定に従い、異議申立ての手続きをもって実施する予定です。

なお、この信託終了（繰上償還）に対してご異議のない受益者の方は、特に必要なお手続きはございません。
何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドの信託財産の純資産総額が10億円を下回った状態が継続しており、今後、継続して資金が流出しますと、投資信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になることが懸念されます。このような状況に鑑み、このまま運用を継続するよりも、当ファンドの信託を終了（繰上償還）することが、受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。これより、投資信託約款第49条第2項の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、平成27年4月21日をもって信託を終了（繰上償還）させていただくための手続きをとらせていただきたいと思います。

2. 信託終了（繰上償還）に係る異議申立の手続きおよび日程

公告日（電子公告）	平成 27 年 2 月 9 日
異議申立期間	平成 27 年 2 月 9 日から平成 27 年 3 月 23 日まで
買取請求期間	平成 27 年 3 月 27 日から平成 27 年 4 月 15 日まで
信託終了（繰上償還）予定日	平成 27 年 4 月 21 日

公告は電子公告の方法により行い、D I A M アセットマネジメント株式会社のホームページ上（<http://www.diam.co.jp/>）に掲載します。

公告日（平成 27 年 2 月 9 日）現在の当ファンドの受益者（平成 27 年 2 月 5 日までに取得のお申し込みをなされた方）で、信託終了（繰上償還）にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、自己の保有される口数について D I A M アセットマネジメント株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

異議申立期間中に異議申立てをされた当ファンドの受益者の受益権口数の合計が、公告日（平成 27 年 2 月 9 日）現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 27 年 4 月 21 日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

また、異議申立てをされた受益者の受益権口数の合計が、公告日（平成 27 年 2 月 9 日）現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託を終了いたしません。この場合、信託の終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を、異議申立期間終了後、速やかに電子公告の方法により公告し、これらの事項を記載した書面を受益者の皆様に送付いたします。

（裏面もご覧ください。）

3. 異議申立の方法について

予定しております繰上償還に対し、ご異議が無い場合は特に異議申立の手続きは必要ございません。

予定しております繰上償還に対してご異議のある受益者は、以下の内容を書面にご記入の上、平成 27 年 3 月 23 日までに D I A M アセットマネジメント株式会社宛にご送付ください。平成 27 年 3 月 23 日までに D I A M アセットマネジメント株式会社に到着したものを有効とさせていただきますのでご了承ください。

(1) 宛先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビルディング 5 階
D I A M アセットマネジメント株式会社
商品企画部内 信託終了に関する異議申立受付窓口

(2) ご記入いただく内容

住所または所在地

氏名または社名（署名、捺印）

電話番号（日中連絡先）

ファンド名

販売会社の名称、取扱部支店名、口座番号

繰上償還をすることについて反対する旨

（例：「上記受益権について、信託終了に異議を申し立てます。」）

[ご注意事項]

当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取扱部支店名、口座番号をご記入ください。

受益者の取引情報につきましては、D I A M アセットマネジメント株式会社では持ち合わせておりません。お取引情報につきましては、販売会社までお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

取扱部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、異議申立の書面の記入内容に不備等がある場合には、ご異議のお申し立てが無効となる場合がありますのでご注意ください。

異議申立された受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

ご異議のお申し出にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます。）および委託会社（D I A M アセットマネジメント株式会社）が共有することにご同意いただいたことといたします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報異議申立および買取請求に関する事務を処理するために利用いたします。

4. 異議申立をされた受益者の買取請求手続について

異議申立をされた当ファンドの受益者の受益権口数の合計が、公告日（平成 27 年 2 月 9 日）現在の当ファンドの受益権総口数の 2 分の 1 を超えず、繰上償還が行われることとなった場合には、異議申立をされた受益者は、以下の手続により保有する受益権について、信託財産による買い取りを請求することができます。

ご異議を申し立てられた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではございません。

異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、通常通り、当ファンドのご解約のお申込みを受け付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

買取請求受付期間 平成 27 年 3 月 27 日から平成 27 年 4 月 15 日まで

D I A M アセットマネジメント株式会社より異議申立の受益者に対し「買取請求のご案内」発送

買取請求必要書類のご記入

買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出

販売会社および D I A M アセットマネジメント株式会社を経由し、受託銀行（みずほ信託銀行株式会社）での買取請求必要書類の受理

当該信託財産による買い取りの実行

受託銀行（みずほ信託銀行株式会社）からご指定銀行口座へのお受取金額のお振り込み

上記の買取請求は、繰上償還に対しご異議を申し立てられた受益者が、「改正前の投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款に基づいて受託銀行（みずほ信託銀行株式会社）に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行（みずほ信託銀行株式会社）が買取請求必要書類を受理した日（上記）の解約価額（受託銀行が必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）となります。なお、買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出された日と受託銀行（みずほ信託銀行株式会社）が受理する日は異なる場合があります。

受益者ご自身での納税手続きが必要になる場合がありますので、ご注意ください。

お受取金額は、上記買取価額から振込手数料および買取計算書郵送費用（郵便料金、簡易書留手数料）を差し引いた金額となります。また、このような諸般の手続きが必要となるため、お受取金額のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する場合があります。

買取請求された受益権に質権等の第三者による権利が設定されている場合等、受託銀行（みずほ信託銀行株式会社）の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振込により、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、受託銀行（みずほ信託銀行株式会社）およびD I A Mアセットマネジメント株式会社は一切責任を負いませんのでご承知おきください。

以上

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

D I A Mアセットマネジメント株式会社

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）